令和7年2月14日 総務局職員部人事課 担当 平松 (972-2121) 子ども青少年局総務課 担当 松岡 (972-3191) 緑区総務課 担当 小川 (625-3902) 住宅都市局総務課 担当 伊藤 (972-2703) 守山区総務課 担当 河合 (796-4510)

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 子ども青少年局会計年度児童虐待対応支援員による不同意性交等について

| 事案の概要 | 令和6年8月5日(月)、該当職員の自宅において、被害者 (当時15歳)にわいせつな行為をしたとして、同年11月19 日(火)に逮捕されたもの。 |
|---------------------|---|
| 被処分者の所属・ 補職・処分内容 | 子ども青少年局(勤務場所:緑区) 会計年度児童虐待対応支援員 男性・50代 免職 |
| 処分年月日 | 令和7年2月14日(金) |

2 住宅都市局技師による職務に専念する義務の免除の虚偽申請について

| 事案の概要 | 令和6年5月17日(金)から同年8月23日(金)までの間に、自作した診断書を用いて、傷病の療養のための職務に専念する義務の免除の虚偽申請を合計6回行い、合計31日間(休日及び週休日を除く。)の職務に専念する義務の免除を受けたもの。 |
|---------------------|---|
| 被処分者の所属・ 補職・処分内容 | 住宅都市局技師 女性・20 代 停職 6 月 |
| 処分年月日 | 令和7年2月14日(金) |

3 守山区主任及び主事による地方公務員法違反について

| 事案の概要 | 令和6年9月18日(水)、守山区役所において、守山区主任が他の課で勤務する同区主事に対し、端末を操作して知人女性の住民基本台帳に関する情報を印刷して交付してほしい旨を依頼して当該主事が職務上知り得た秘密を漏らす行為をそそのかし、当該主事が当該主任に対し、当該情報を印刷して交付し、職務上知り得た秘密を漏らしたもの。当該主任は上記のそそのかし行為をしたとして同年12月5日(木)に逮捕され、当該主任及び主事は上記各行為をしたとして同月26日(木)にいずれも罰金30万円の略式命令を受けた。 |
|---------------------|---|
| 被処分者の所属・ 補職・処分内容 | 守山区主任 男性・50 代 減給 10 分の 1 6 月 守山区主事 男性・50 代 減給 10 分の 1 6 月 |
| 管理監督責任 | 守山区課長2名 所属長文書厳重注意 守山区課長補佐2名 所属長文書厳重注意 |
| 処分年月日 | 令和7年2月14日(金) |